

日本心臓リハビリテーション学会認定優良プログラム施設細則

(移行措置による初年度施設認定)

第1条

初年度の優良プログラム施設認定の申請は、レジストリー参画以外の他の申請資格条件を満たす場合、それを受け付ける。その際は、レジストリー登録状況を確認し、理事会での承認後の認定となるため、平成28年9月1日の初回認定日より遅れた認定日となる。その際の認定期間は、平成28年9月1日より5年間とする。

(レジストリー登録状況の把握)

第2条

レジストリー登録状況の把握は、申請書提出日までの半年間の登録状況により判断する。細則第1条に該当する施設では、把握可能な直近3か月間の登録状況により判断する。

(施設訪問)

第3条

規則第4条の申請資格確認のため、必要に応じて学会理事またはレジストリー・施設認定度委員会委員による施設訪問を行う。

附 則

この細則は平成28年4月1日から施行する。